

条例改正の概要

■改正理由

国の基準省令が改正されることに伴い、町条例の改正を行う。

■改正される条例

1. 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
2. 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
3. 愛荘町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例
4. 愛荘町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

■主な条例改正の内容

「感染症や災害への対応力強化」

- ① 感染症対策の強化
感染症の発生およびまん延等に関する取組の徹底のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施および訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。（3年の経過措置有）
- ② 業務継続に向けた取組の強化
感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。（3年の経過措置有）

- ③ 災害への地域と連携した対応の強化
非常災害等の発生を想定した訓練に、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

「地域包括ケアシステムの推進」

- ① 認知症介護基礎研修の受講の義務付け
全事業者に対し、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に認知症基礎研修を受講させるよう義務付ける。（3年の経過措置有）
- ② 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
個室ユニット型施設について、1ユニットの定員を現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とし、ユニット型個室の多少室は新たに設置することを禁止する。

「介護人材の確保・介護現場の革新」

- ① 人員基準の緩和
グループホームの計画作成担当者基準の緩和・3ユニットの認知症グループホームの夜勤職員体制の緩和・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和・特養の併設の場合の兼務等の緩和。
- ② ハラスメント対策の強化
全事業所に対し、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、ハラスメント対策を求める。
- ③ 会議や多職種連携におけるICTの活用
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」および「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にし、テレビ電話等を活用しての実施を認める。（ただし、利用者等が参加するものは利用者等の同意を得た上で実施すること）
- ④ 外部評価に係る運営推進会議の活用
認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、運営推進会議を活用した外部評価を認める。

- ⑤ 電磁的記録による保存等
介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報
の取り扱いの上、電磁的な対応を原則認める。
- ⑥ 運営規程等の掲示に係る見直し
運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形で
ファイル等で備え置くこと等を可能とする。

「制度の安定性・持続可能性の確保」

- ① ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスごとの、
同一事業者によって提供されたものの割合等について、利用者に説明を行う
とともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。
- ② 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大
部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位
で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。(令和3年10月から導入)

「その他の事項」

- ① 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保
ユニット数を3まで認めることとし、サテライト型事業所の基準を創設する。
- ② 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務付ける。(6月
の経過措置期間を設ける)
事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合、基本報酬を減算す
る。(6月の経過措置期間を設ける)
組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることを新たに評価する。
- ③ 高齢者虐待防止の推進
全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観
点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の
整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付ける。(3年の経過措置有)

④ 居宅介護支援の管理者要件の緩和等

急な退職や転居等、やむを得ない理由がある場合、管理者を介護支援専門員とすることができる。令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、その者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

■**施行期日** 令和3年4月1日（一部3年間の経過措置期間を設ける）